

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会（令和3年度第2回）議事概要

日 時：令和3年5月28日（金）10：00～11：30

場 所：国立がん研究センター 管理棟 第1会議室 ※Webex 使用

出席者：中釜斉理事長、間野博行理事、北川昌伸理事、飯野奈津子理事、小野高史監事、
増田正志監事、島田中央病院長、大津東病院長

I. 前回（令和3年度第1回）議事録の確認

- ・ 前回議事録について了承。
- ・ 前回議事録署名人を間野理事と小野監事に依頼。

II. 審議事項

1. 橋渡し研究拠点構築について
資料に沿って報告された。

III. 報告事項

1. 新統合指針の主な改正点・新設事項への対応に関して
資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・ 一括審査になった場合、他機関の審査結果が NCC の方針に合っていない場合があると思う。これまでは自分たち側の倫理審査委員会から相手側の倫理審査委員会にコメントを出す形になっていたと思うが、今回は組織長が判断することによって機能することが想定されているのか。
- 具体的な手順を全て決めているわけではないが、一般には、何の連絡もせずに当センターでは不許可とするのではなく、審査を行った機関とのやり取りは必要に応じて行うことになるだろう。倫理審査委員会はいくまでも理事長の許可のための参考なので、倫理委員会が許可しても当センターが許可しないということはあると思う。
- ・ 研究費不正対策について、今年の2月に研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドラインの改正が出た。ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化ということで、各研究機関においては令和3年度を不正防止対策強化年度と位置付け、再点検を行い体制整備を推進、文部科学省では、改正ガイドラインに基づくモニタリング及び指導を強化ということで、かなり気合が入っている。不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し、意見を述べることを要件化ということで監事としても何らかの対応をしなければいけない。各担当部署で準備していることは承

知しているが、病院としてもしっかり意識していただき、対応を見ながらまたご報告いただければと思う。

2. 政府の会議の状況

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・個人情報保護法のデジタル化において、例えばダイナミックコンセントという概念があるが、ゲノムを扱う NCC としてはデジタル化や電子化に向けてどのような準備をしているのか。
 - 世界的に見ても、まずはゲノム情報がクラウドにおいて安全に使われるかどうかを検討している状況だと思う。当センターにおいても、ゲノムをクラウドで安全に運用できるかを検討しており、今度立ち上がりとしているがんの全ゲノム解析プロジェクトにおいてはそういったことも案件として予定はある。
 - 患者さんの同意説明書等について、今年度からはスキャンしたものを本物として扱っていくことが許可されるので、病院側では書類がなくなっていく方向である。
- ・高齢者が増えていく中でデジタル化が進むと置き去りにされてしまう感じがあり、そこをどのように解決していくかは非常に難しいと思う。橋渡し研究についても、国民に理解してもらうための広報活動はとても大事になってくると思うので、個人情報の取扱いも含めて患者側の理解が進むような検討をしていただきたい。

3. 広報実績等

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・プロジェクトを立ち上げたときは、どのように外部にお知らせしているのか。(飯野)
 - それぞれのプロジェクトの HP でお知らせしている。現在は、寄付全体の HP の中にプロジェクト寄付という項目を設け、各プロジェクトの案内をしているところである。
- ・プロジェクトにしたほうが寄付は集まりやすいのか。
 - 総額を見ると、プロジェクトよりも用途を指定しないものに寄付を多くいただいている状況である。しかし、プロジェクトを立ち上げると各部門の職員が寄付活動を身近に捉えるので、各部門における寄付活動の浸透という面では効果を発揮していると思う。また、特に通院中の患者さんにおいては、病院部門のプロジェクト寄付を選択する場合もあるので相乗的な効果も目指していきたい。
 - 全体としては用途を指定しない寄付がメインだが、実際のセンターの方向性やプロジェクト、ビジョンが分かりやすいという意味では、用途を指定したプロジェクト型は一定の効果があると思う。センター全体として、プロジェクトだけにならないように両方のバランスを見ながら進めていきたい。

4. 投資委員会報告

資料に沿って報告された。

5. 4月分医業件数等

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・ COVID-19の補助金はどのように扱われるのか。
- 繰越金という形の中での協議が財務省と行われることになると思う。この補助金は、通常あるはずであった医業収益の補填部分になるので、そのまま差し引かれないようにしたい。
- ・ 寄付に関して、国立大学や独立行政法人が非常に特徴的な会計処理の中で寄付金を受け取った場合、寄付者が用途を特定したときは、彼らの意思通りに使わなければならないという義務が生じる。ただし、敢えて用途を特定しないで独立行政法人の業務のように使って欲しいという場合には、独立行政法人の長がその用途を特定することによって特定されたとみなすということで繰越している。もしそうでないと給付金を受け取ったときにその年度の収益に計上することになるので、独立行政法人で用途を特定したことによって再計上し、翌期以降に繰越をして目的通りに使っていくということになる。寄付者に対して「用途を特定しない」という言い方をしてしまうと判断を間違えることになるので、その辺りの言葉遣い等は認識していただきたい。